

3 教職員の宿日直勤務軽減

教職員の宿直、日直勤務の軽減を図ることによって、教職員本来の教育活動に専念できる勤務体制をつくることは望ましいことであり、国としても昭和43年以来補助を行い、無人化の施策を進めてきている。

本県においては昭和42年以来宿日直代行員の制度を採用し、そのための必要経費の補助を行い、教職員の勤務の軽減と勤務条件の改善に努力している。

昭和53年度の概況は、次のとおりである。

小・中学校における宿日直状況

昭和53年3月現在

調査事項		区 分		宿 直		日 直		
		小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校			
学 校 総 数		668	241	668	241	668	241	
教職員が宿日直を行っている学校		0	0	0	0	0	0	
内 訳	教職員のみが行っている。	0	0	0	0	0	0	
	教職員が行っている日もあるが、他の人が行っている日もある。	0	0	0	0	0	0	
教職員が宿日直を行っていない学校		668	241	668	241	668	241	
内	校地・校内に人がいない（無人化校）	128	32	271	99			
	宿て日直ないだ学校も行って	校内・校地内に教員の住居がある。	73	11	145	34		
		警備員が巡回している。	7	2	1	0		
		民間会社に巡回を委託している。	130	58	76	32		
		他人に巡回を依頼している。	53	19	4	1		
		そ の 他	14	6	2	1		
内 訳	教職員以外の者	用務員及び警備員が行っているか、交替又はいっしょに行っている。	7	4	1	1		
		民間会社に委託している。	0	0	0	0		
		個人に委託している。	256	109	167	73		
		そ の 他	0	0	1	0		